

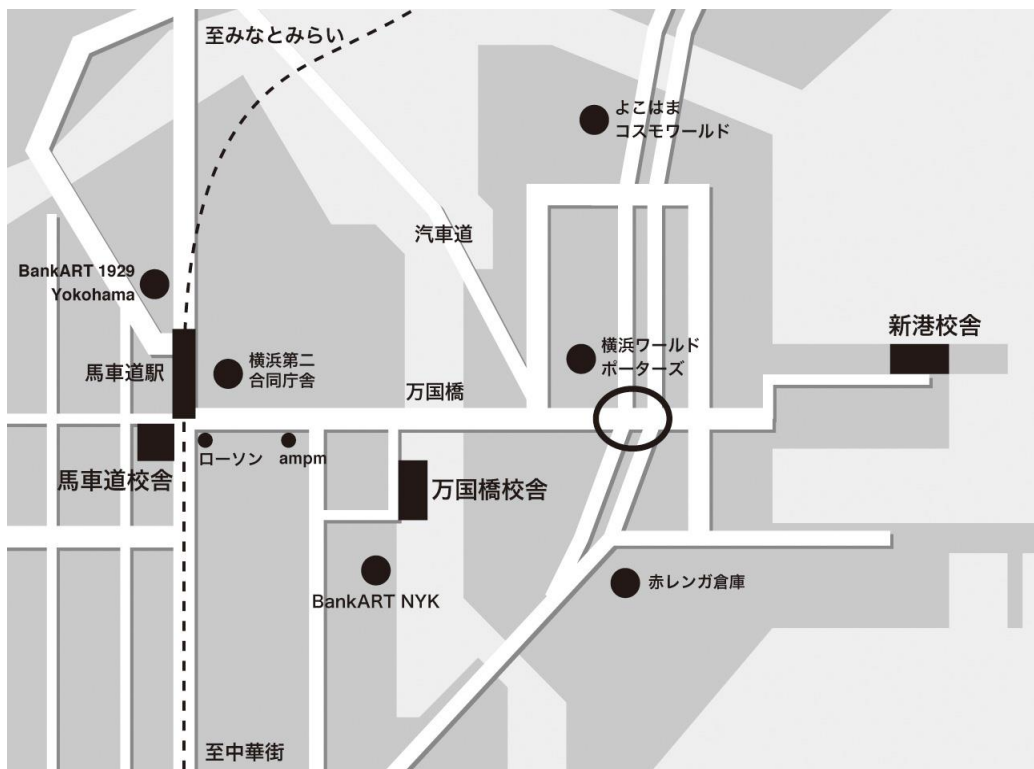
平成26年度（2014年度）

東京藝術大学

大学院映像研究科

【博士後期課程】

履修案内



◎馬車道校舎

横浜市中区本町4-4-4

◎新港校舎

横浜市中区新港2-5-1

◎万国橋校舎

横浜市中区海岸通4-2-3 万国橋会議センター3F

—目次—

1. 大学院映像研究科博士後期課程（概要）	2
2. 年間計画表頁	3
3. 教育課程表	4
4. 指導教員	5
5. 修了要件頁	6
6. 学位授与	6
7. 在学期間	6
8. 履修	7
9. 学位審査	
1. 予備審査	9
2. 本審査	10
3. 最終試験	10
4. 論文の提出	10

◎学生生活に関すること（横浜校地）

◎東京藝術大学大学院学則

◎東京藝術大学学位規則

◎東京藝術大学大学院映像研究科規則

◎東京藝術大学大学院映像研究科における
課程修了による博士の学位授与に関する内規

◎学位審査様式第1～8号

1. 大学院映像研究科博士後期課程（概要）

映像表現と技術革新が相互に牽引して発展する今日、映像に関する幅広い知識を有機的に結びつけられる芸術家、研究者が求められている。映像メディア学はそれに答えるものとして、映像を用いて同時代性の高い表現を追求すること、表現手法や基盤技術を開拓することを中心課題とする分野である。また学問への社会的要請として、映像が文化の中で担ってきた役割を明らかにして将来の発展の可能性を示すこと、従来は創作者の経験にとどまっていた知見を公的で共有可能な知識にすることが期待されている。

東京芸術大学大学院映像研究科は創作の現場を持つ特色を生かし、理論と実践の両面から研究を深める環境を整えている。修士課程で映画専攻、メディア映像専攻、アニメーション専攻を担当する教員が、博士後期課程では一つの映像メディア学専攻に集まって講義と演習を行う。個々の学生に対しては、主任指導教員と副主任教員が継続して指導にあたる。学年の進行に応じて研究会発表やサーベイ論文提出を行い、活動業績に基づく予備審査を経て博士論文を提出するプログラムを用意している。

博士論文の提出に向けては、大きく分けて理論中心の研究手法と、実践中心の研究手法を取ることができる。理論中心の研究手法は、従来から行われているように、論文によって成果を示すものである。実践中心の研究手法は、作品の展示や上映の形で成果を発表し、相補的な関係にある論文と合わせて研究成果とするものである。実践中心の研究手法は近年、特に芸術分野の博士課程で世界的に広まりつつある。いずれの場合も複合的な分野の性質を反映して、研究科外の専門家を含む委員会を設けて審査を行う。これまでの修了者は、大学教員、独立した研究者、アーキヴィストなど専門性の高い仕事に携わっている。

2. 年間計画表

	博士1年次	博士2年次	博士3年次
4月	入学式／ガイダンス ◇映像メディア学特別講義 (4～7月) ◇映像メディア学特別研究 I-A (4～7月)	◇映像メディア学特別研究 II-A (4～7月)	★学位論文本審査申請 (4月最終金曜日, 教務係) ・研究論文または研究作品の選択 ・本審査願等提出 ・本審査委員会の設置
5月			
6月			
7月	◆活動報告	◆活動報告	学位論文中間審査会【非公開】 ・口頭発表 →審査委員会の判定
夏 期 休 業			
10月	◇映像メディア学特別研究 I-B (10～12月)	◇映像メディア学特別研究 II-B (10～12月)	★学位論文本審査会【公開】 (10月初頭) ・事前に論文初稿提出 ・口頭発表, 展覧会
11月			
12月	◆活動報告	◆活動報告	★論文最終版提出 (12月初頭) ※以降, 論文の修正は認めない。
冬 期 休 業			
1月	◇サーベイ論文提出 (1月末日, 教務係) ◇映像メディア学特別演習 I	☆学位論文審査予備審査 (1月最終金曜日, 教務係) ◇映像メディア学特別演習 II	
2月	◇サーベイ論文発表 (2月末日, 大視聴覚室)	☆学位論文予備審査会【非公開】	★博士後期課程学位論文最終試験【公開】 →教授会で最終試験の判定
3月			■学位授与 修了式まで論文(製本済)提出

3. 教育課程表

履修 区分	授業科目	履修年次						修得単位数	
		1年次		2年次		3年次		小計	合計
必 修 科 目	映像メディア学特別講義	2		—		—		2	10
	映像メディア特別研究 I-A	1	—	—	—	—	—	1	
	映像メディア特別研究 I-B	—	1	—	—	—	—	1	
	映像メディア特別研究 II-A	—	—	1	—	—	—	1	
	映像メディア特別研究 II-B	—	—	—	1	—	—	1	
	映像メディア特別演習 I-A	1	—	—	—	—	—	1	
	映像メディア特別演習 I-B	—	1	—	—	—	—	1	
	映像メディア特別演習 II-A	—	—	1	—	—	—	1	
	映像メディア特別演習 II-B	—	—	—	1	—	—		
	特別研究指導	1～3年次							

4. 指導教員

入学の際、各学生に指導教員（主任指導教員及び関連指導教員の2名）が定められる。指導教員は、研究指導を始め授業科目の履修、休退学など在学中の学業に関するあらゆる面で学生の指導を行う。

学生は、学年の始めに指導教員（2名）と相談の上「履修及び研究計画届」を作成し、年間の指導計画と内容を示す。なお、学修上必要と認められる場合には、主任指導教員を変更することがある。

専攻	研究領域	指導教員
映像メディア学	映像メディア	磯見俊裕教授
		伊藤有壺教授
		岡本美津子教授
		桂英史教授
		桐山孝司教授
		黒沢清教授
		佐藤雅彦教授
		筒井武文教授
		筒井ともみ教授
		藤幡正樹教授
		梶井省志教授
		柳島克己教授
		山村浩二教授
		長瀧寛幸准教授
布山タルト准教授		

5. 修了要件

博士後期課程に3年以上在学し、必修科目10単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び、最終試験に合格すること。

6. 学位授与

博士後期課程を修了した者に授与する。

学位審査については、「9. 学位審査」を参照。

本研究科の博士後期課程を修了した者に対しては、「博士（映像メディア学）」の学位を授与する。

7. 在学期間

博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

在学延長期間は2年間とし、休学可能期間は1年間とする（やむを得ない場合は主任指導教員の承諾をえた上で、もう1年休学することが出来る）。

4年次以降、引き続き在学を希望する場合は、3年次の1月末日までに指導教員と相談の上、映像研究科教務係へ申し出ること。

休学を希望する学生は、主任指導教員の承諾を得たうえで、教務係へ届け出るものとする（「学生生活に関すること」（横浜校地）7. 各種手続き参照）。

8. 履修

— 1. 授業科目

本研究科の教育目標を達成する教育課程として以下の必修科目を用意する。

科目名称	概要
映像メディア学特別講義	1年次の前期 15回に、オムニバス形式で行う講義（水曜日 1限）。
映像メディア特別研究 I-A, I-B	1年次の前期、後期に、特定の分野を定めてオムニバス形式で行う講義（水曜日 3, 4限）。 学生には、自身の活動報告を課す。
映像メディア特別研究 II-A, II-B	2年次の前期、後期に、特定の分野を定めてオムニバス形式で行う講義（水曜日 3, 4限）。 学生には、自身の活動報告を課す。
映像メディア特別演習 I-A, I-B	1年次の前期、後期に「履修及び研究計画届」に基づいて行う。サーベイ論文として発表、提出。
映像メディア特別演習 II-A, II-B	2年次の前期、後期に「履修及び研究計画届」に基づいて行う。学位論文審査の予備審査として提出。「10. 予備審査」を参照。

— 2. 履修方法

教育課程表に定められた授業科目の内、「映像メディア学特別講義」については、あらかじめ決められた授業内容により開設される。その他の授業科目は、学生個々の研究課題・内容に応じ、指導教員（2名）との協議のもとで、必要な授業内容を検討し、開設される。

学生は、毎学年始めに指導教員（2名）のもとで研究題目及び履修科目を決定し、「履修及び研究計画届」により履修登録期間内に届け出るものとする。

届け出は、履修登録期間（学事暦及び掲示等参照）に本人が行うこと。やむを得ない理由により、期日までに手続きができない学生は、事前に事務室へ連絡すること。

— 3. 授業時間

授業時間は次のとおりである。

時間割	開始時間	終了時間
1 時限目	10:00	11:30
2 時限目	12:30	14:00
3 時限目	14:15	15:45
4 時限目	16:00	17:30

— 4. 試験・成績評価

本研究科における各授業科目の成績は、「秀」「優」「良」「可」及び「不可」の評価をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。各授業科目は、総授業数の3分の2以上出席し、その試験（学期末または学年末）に合格することにより所定の単位が授与される。

9. 学位審査

学位審査を受ける者は、大学の定めた日程に従い、申請・提出・発表等を行う。

学位審査は、予備審査、本審査からなる。予備審査を合格した者が、本審査を申請する資格を有する。

詳細は、「東京藝術大学大学院映像研究科における課程修了による博士の学位授与に関する内規」を参照のこと。

1. 予備審査

イ) 申請

(1) 申請時期：修了予定年前年度時の1月末（「2. 年間計画表」及び学事歴等を参照）。

(2) 提出書類

- ・学位論文予備審査願【様式1】：正副各1部
- ・研究／創作活動目録（予備審査）【様式2】：1部
- ・学位論文の要旨（予備審査）【様式3】：1部
- ・履歴書【様式4】：1部
- ・提出先：映像研究科教務係
- ・成績評価

予備審査の可否は、「映像メディア特別演習Ⅱ-A, Ⅱ-B」の成績評価とする。

ロ) 成績評価

成績評価は、「ハ. 学位申請ポイント算出表」に従って行われ、5ポイント以上であることが、合格の条件となる。

ハ) 学位申請ポイント算出表

研究論文	プロジェクト	作品	ポイント
◇著書(単著) ◇査読付き学会誌等への論文執筆(海外)	◇国際的プロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案・運営への参画 ◇海外各種コンペでの入賞	◇国際映画祭への招待出品 ◇海外における国際展への招待出品 ◇海外における国際展へのコンペ入選	4
◇査読付き学会誌等への論文執筆(国内) ◇学会、シンポジウム等での口頭発表(海外)	◇国内プロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案 ◇運営への参画 ◇国内各種コンペでの入賞	◇キュレーターが関与する海外グループ展への出品	3
◇学会等での口頭発表(国内) ◇学会等でのポスター発表、デモンストレーション(海外)	◇国内におけるプロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案・運営への参画	◇キュレーターが関与する国内グループ展への出品	2
◇一般誌での論考等執筆	◇国内各種プロジェクトへの参画	◇学外での個展、グループ展への出品	1

※該当する各項目において、連名で発表した場合には、1/n ポイントとする。

※一論文・プロジェクト・作品などで二つ以上の項目に該当する場合は、上位の得点に換算する。

※同一の内容の論文・プロジェクト・作品などは、原則として1回限りのポイントとする。

— 2. 本審査

イ) 本審査の構成

本審査は、申請、中間審査会（非公開）、審査会（公開）からなる。

ロ) 本審査申請

(1) 申請時期：修了予定年時の4月末（「2. 年間計画表」及び学事歴等を参照）。

(2) 提出書類

- ・学位論文本審査願【様式5】：正副各1部
- ・研究／創作活動目録（本審査）【様式6】：1部
- ・学位論文の要旨【様式7】：1部
- ・履歴書【様式4】：1部

(3) 学位論文及び本審査会の形式について【様式8】：1部

(4) 提出先：映像研究科教務係

ハ) 中間審査会【非公開】

中間審査会の時期は、修了予定年度の7月（「2. 年間計画表」及び学事歴等を参照）。
学位論文と研究領域により研究作品に関して、口頭発表を行う。

ニ) 審査会【公開】

審査会（口頭発表と研究領域により研究作品の発表）の時期は、修了予定年度の10月（「2. 年間計画表」及び学事歴等を参照）。

学位論文本編の初稿を、原則として本審査会前にPDF形式にて、主査、副査へ提出。これに基づいて口頭発表を行う。

研究作品は、展覧会または上映会として発表する。

ホ) 学位論文本編の最終稿の提出

学位論文本編の最終稿を、原則として12月に、PDF形式にて、主査、副査へ提出。これ以降の論文の修正は原則的に認めない。

ヘ) 成績評価

本審査の成績評価は、下記の審査項目等に従って行う。

(1) 課題設定

- ・研究の目的と位置付けが適切で明確であるか。
- ・従来研究の調査が十分であるか。

(2) 研究への取り組み

- ・関連する専門知識を十分に習得しているか。
- ・課題に対して適切なアプローチがなされたか。

(3) 研究完成度

- ・設定した課題に対して、適切な方法論を用い、研究成果が十分に得られているか。

(4) 論文表現

- ・論理的かつ明確な記述がされているか。
 - ・論文としての体裁が整っているか。
- (5) 発表表現
- ・研究内容をわかりやすく発表したか。
- (6) 質疑応答
- ・質疑に的確な応答ができたか。

— 3. 最終試験 —

最終試験は公開。原則として2月に開催する。

— 4. 論文の提出 —

最終試験を合格した論文は、製本を行い、教務係へ3冊提出する。提出期限は、修了式までとする。

論文は、本学附属図書館、映像研究科、国立国会図書館で保管する。

◎学生生活に関すること（横浜校地）

横浜校地における学生に関する業務は、大学院映像科教務係（馬車道校舎1階）で取り扱う。

1. 大学院映像研究科教務係（馬車道校舎1階）

- (1) 住所：〒231-0005 横浜市中区本町4-44
- (2) Tel：045-650-6200／050-5525-2671, 2689
- (3) 窓口時間：平日（月～金曜日）9:00～12:30／13:30～17:00

2. 学生に関する主な業務内容

- (1) 履修、授業計画、試験等、学事に関する業務
- (2) 成績管理
- (3) 休学、復学、退学等、学生の身分に関する業務
- (4) 学位申請、修了認定に関する業務
- (5) 学生証、各種証明書、学割証の発行
- (6) 各種奨学金の案内・受付
- (7) 授業料免除・徴収猶予の案内、受付
- (8) 学生募集や入学試験に関すること
- (9) その他

◇厚生関係の業務等、一部業務については大学本部（上野校地）で取りまとめを行なっている。従って、問い合わせに対して日時がかかる場合、あるいは学生本人に下記の部署直接連絡を取る場合がある。

- イ) 学生支援課
- ロ) 保健管理センター
- ハ) 会計課

◇各専攻における授業運営等の担当は下記の通り。

- イ) 映画専攻：映画教育運営室（馬車道校舎）Tel 050-5525-2682, 2683
- ロ) メディア専攻：メディア映像教員室（新港校舎）Tel 050-5525-2701, 2702
- ハ) アニメーション専攻：アニメーション教員室（万国橋校舎）Tel 050-5525-2790

3. 授業料の納入

- (1) 授業料は、本学から保証人宛に送られる『振込依頼書』により納入すること。
- (2) 納入は、前・後期の2期に分けて、年額2分の1ずつでの納入となる。
※前期時に年額での納入も可能。
- (3) 納入期限は、前期分が4月30日、後期分が10月31日。

4. 学生証

- (1) 本学生として常に携帯すること。
- (2) 有効期限は修士2年間、博士3年間。
- (3) 改姓等、記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
また、紛失した場合は、速やかに再発行の手続きを行なうこと。
(再発行には手数料として2,060円を必要となり、交付まで1週間程度かかる。)
- (4) 本学生の身分を離れる時は、学生証を必ず返却すること。

- (5) 学生の不正使用（他人への譲渡，記載事項の無断変更記入等）があった場合は，大学として厳しく処分を行なう。

◇通学定期券

- イ) 学生証，通学定期乗車券発行控（氏名，住所，通学区間等を記入のこと）を駅の窓口へ提出し，購入すること。

◇学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

- イ) 学割は，修学上の経済的負担を軽減し，学校教育の振興に寄与することを目的として実施される制度であり，学生個人の自由な権利として利用することを前提としているものではないことを念頭におくこと。
- ロ) 学割証の発行は，証明書発行機により即時発行が可能。
※証明書発行機設置場所：馬車道校舎 1F ホール
- ハ) 1人につき年間10枚まで使用でき，発行より3ヶ月間有効。
ただし，修了年次の学生は，修了式当日（例年：3月25日）を最終有効期限とします。
- ニ) 学割を利用するときは，常に学生証を携帯してください。
- ホ) 学割の不正使用は，本人に対する罰則だけでなく，全学生への使用禁止となる場合があるので，絶対にしないこと。

5. カードキー

- (1) 横浜校地（馬車道，新港，万国橋校舎）は平日の昼の時間帯以外は，出入口（馬車道校舎通用口，新港校舎中央出入口，万国橋校舎出入口）が機械警備によりロックされ，大学所定のカードキーが無いと校舎内への入構は出来ない。
- (2) 学生には，この出入口より入構できるカードキーを入学時に貸与する。
- (3) 本学生の身分を離れる時は，カードキーを必ず返却すること。
- (4) 不正使用（他人への譲渡，学外者への無許可誘導，立入禁止日の入構等）があった場合は，大学として厳しく処分する。
- (5) **紛失した場合は，速やかに事務室へ届け出ること。**

※各校地の防犯上，紛失したカードキーを使用停止の手続きを行なう。

※再交付には手数料5,400円が必要となり，交付までかなりの日数を要する。

◇新港校舎には屋外に門扉があり，平日昼の時間帯以外に入構する場合は，ダイヤルキーでの解錠が必要。

6. 各証明書の発行

- (1) 証明書自動発行機で発行が可能な様式

- イ) 在学証明書
- ロ) 修了見込証明書（和文，英文）：修了年次のみ発行可能。
- ハ) 成績証類書（和文，英文）：2年次以上の学生に発行（入学年は不可）
- ニ) 学割証：1年間で可能な発行枚数は10枚。
- ホ) 健康診断書証明書：本学での健康診断を受診した者対象。

◇その他通知書等（教務事務システムからの出力も可能）

- ・成績通知書：2年次以上の学生に発行（入学年は不可）
- ・履修登録確認表

(2) 証明書自動発行機

- イ) 設置場所：馬車道校舎 1F ホール
- ロ) 稼働時間：平日 9 時～17 時（時間外は機械が停止，作動しない）
- ハ) 自動発行機の使用に当たっては，学生証，ユーザーID のパスワードが必要になる。

(3) 窓口での発行について

- イ) 自動発行機の故障など，特殊な事情を以て窓口での発行は行なわない。
- ロ) 修了生の証明書については，窓口発行のみ。

(4) 発行に関する注意事項

- イ) 厳封希望者は，自動発行機で出力後，証明書を窓口へ持参すること。
- ロ) 窓口での発行は，和文については申請日の翌日午後，英文については 1 週間後。
- ハ) **学生個々の理由（手続きの遅れ，差し迫った必要性）に応じて，証明書を発行することは出来ない**ので，必要な手続きを早めに行ない，提出先が設定する提出期限を厳守するように各自心がけること。
- ホ) 証明書の交付は，本人もしくは保証人が行なう。やむを得ず代理人に委任する場合は，必ず委任状を添えること。

7. 各種手続き

各種手続きは，病気，怪我等で来校できない場合を除き，原則として学生本人が所定の様式により願出する（届け出る）こと。

身分異動に関する手続きは，必ず学生本人もしくは保証人が行なうこと。

- (1) 休学願：病気，怪我の場合は診断書を添付すること。
- (2) 復学願：病気，怪我の理由で休学していた場合は，修学が可能である旨を証明した診断書を添付すること。
- (3) 退学願：受理された後，大学から配布された学生証，カードキー等は必ず返却すること。
- (4) 住所変更届：学生証を添えて届け出ること。
- (5) 改姓届：戸籍謄本，改姓を証明するものと学生証を添えて届け出ること。
- (6) 本籍変更届：戸籍抄本等，変更を証明するものを添えて届け出ること。
- (7) **学生証再発行願：手数料（2,000 円）が必要。**
- (8) **カードキー再発行願：手数料（5,250 円）が必要。**
- (9) 保証人の変更，保証人の住所変更については，窓口にお問い合わせすること。

8. その他

- (1) **現金，作品，機材，制作道具等の貴重品は，各自が責任をもって管理し，盗難の防止に努めること。**特に，学生証，セキュリティーカード，キャッシュカードは悪用される恐れがあるので，十分注意すること。
- (2) 教室，制作室，スタジオ等学内において許可無く私物や作品等を置かないこと。
許可無く置かれた物については，紛失・破損等があっても，大学では，一切責任を負わないので注意すること。また，許可無く置かれている物については，撤去・処分することもあるので注意すること。
- (3) 学内で制作，撮影等を行う場合は，大学の許可を得てから行うこと。
また，機器類を操作する場合はや重量物を扱う場合等，多少なりとも危険を伴う作業を行う場合には，指導教員，研究室，事務室等の指示に従い，安全管理に十分留意すること。

◇学内においては，火気の無断使用は禁止とする。

◇**学内は禁煙。喫煙は指定された場所のみで行うこと。**

◇タバコの投げ捨て，たき火，花火は厳禁。

◇新港校舎は海のそばにあり，落下した場合，非常に危険なので，海側を通行する際は，近すぎることを無いうに十分注意すること（特に夜間は注意すること）。
また，風雨の強いときは校舎内への出入り及び扉の開閉等には十分注意すること。
なお，屋外での制作等の作業は原則として認めない。

◇新港校舎近辺の港湾地区での釣りは厳禁とする。

◇学内において，事故があった場合，あるいは不審者を発見した場合等は，馬車道校舎では映画教育運営室又は事務室，新港校舎ではメディア映像教員室または撮影スタジオ運営室，万国校舎ではアニメーション教員室へ速やかに連絡すること。

◇ゴミの処理については，横浜市ではゴミのリサイクルを推奨しているため，指定されたとおりに分別して出すこと。

◎緊急時の対応

◇映像研究科の**震災時避難場所** (35頁『避難場所』参照)

津波の危険や建物倒壊の危険が有る場合は、新港校舎、万国橋校舎、松島ビル校舎にいる学生は、**馬車道校舎へ一時避難**する。

馬車道校舎も倒壊の危険がある場合や、津波の規模が大きい場合は、指示に従い震災時避難場所（**本町小学校**）または高台（**紅葉ヶ丘、野毛山公園付近**）に避難する。

—地震—

◆地震が発生したら

地震直前	地震予知警報がでたら、周りの人に知らせ、身を守る準備 火を消す。ドアを開ける。安全な場所へ避難、机の下等へ
------	---



地震発生	1. まず、身を守る →机やテーブルの下に隠れる。または、壁や柱の近くに身を寄せる。 →落下物・転倒物から、特に頭部を守る。 2. すばやく火の始末 →使用中の火を消す。ガスの元栓を閉める。 →電気を使うものはスイッチを切り、コックを閉じる。 3. 非常出口の確保 →ドアを開けて非常出口を確保する。 →あわてて外に飛び出さない。 4. エレベーターの中にいる場合 →すべての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じ込められたら、 非常ボタンを押して救助を待つ。
------	---



揺れがおさまったら	<p>1. 火災防止への対応</p> <p>→電気器具のプラグをコンセントから抜く。</p> <p>→離れた場所にあつて消せなかった火を消す。ガスの元栓を閉める。</p> <p>→出火の際は大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用し、自分の身が安全な範囲で初期消火を行う。</p> <p>2. 危険箇所への応急処置</p> <p>→倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。</p> <p>→危険箇所を発見したら、災害対策本部（馬車道校舎事務室）へ連絡し、危険地域には絶対近づかない。</p> <p>3. 負傷者等の確認</p> <p>→負傷者がいたら救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。</p> <p>→自分が負傷した場合は、大声を出すか大きな音を出して助けを呼ぶ。</p>
-----------	---

津波・余震への備え	<p>1. 津波への対応</p> <p>→津波情報の発令を確認し、避難場所に避難する。</p> <p>2. 余震への備え</p> <p>→建物の状況により、余震で倒壊する恐れのある場合は、避難場所に移動する。</p> <p>3. 避難の判断</p> <p>→自分がいる場所が安全な場合は、とりあえず指示があるまでその場を動かない。</p>
-----------	--

◆地震発生時の火災防止の徹底

器具・設備	地震が発生したら	揺れがおさまったら
電気設備器具	<p>○スイッチを切る。</p> <p>○コンセントからコードプラグを抜く。</p> <p>○器具の上や周りに落ちた可燃物を取り除く。</p>	<p>○配線が損傷していないか確認する。</p> <p>○スイッチは切ってもプラグを抜かなかったものはプラグを抜く。</p> <p>○離れた場所にあつて消せなかった器具を消す。</p> <p>○全器又はブレーカーを切る。</p>

<p>石油等を燃料とする設備器具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コックをひねって火を消す。 ○電源を使うものにあつては、スイッチを切り、コックを閉じる。 ○器具の上や周りに落ちた可燃物を取り除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震安全装置付のものでも完全に火が消えていることを確かめて燃料コックを閉にする。 ○離れた場所にあつて消しきれなかった火を消す。 ○使っていないものでも倒れていたら油漏れを防ぐために引き起こす。 ○電源を使うものにあつては安全器又はブレーカーを切る。
<p>ガスを燃料とする設備器具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○器具栓又は元栓を閉めて火を消す。 ○器具の上や周りに落ちた可燃物を取り除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○器具栓だけでなく元栓も閉める。 ○離れた場所にあつて消しきれなかった火を消す。
<p>危険物等を使って作業している場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○薬品を使っての作業中は火源を切って薬品から離す。 ○油鍋を使っているときは火を消してその場を離れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等の容器が転倒、落下したときは引き起こして内容物の流れ出しを防ぐ。 ○離れた場所にあつて消しきれなかった火を消す。 ○落ちそうな容器は、安全な場所に移動する。 ○容器が破損して流れ出した危険物等は砂などをかけて火災発生の危険を防ぐ。

◆火が出たら初期消火

1. 出火の際は、とにかく大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
2. 119番通報し、落ち着いて火災発生現場の位置と目標、状況を正確に知らせる。
3. 消火器、消火栓、バケツ等により初期消火を行う。
4. 天井に火が届くようになった時は避難する。

◆負傷者を発見したら

1. 応急措置をとり、重傷者がいる場合は、119番通報し、落ち着いて負傷者の位置と状況、負傷した理由等を正しくはっきりと知らせる。

◆避難する時の注意

1. エレベーターは使用しない。
2. 来学者、負傷者、障害者の方などの避難を積極的に支援する。
3. ガラスや看板など落下物に注意し、頭部を守る。
4. 傾いた建物、ブロック塀など倒壊の恐れのあるものには近寄らない。
5. 出火時は、姿勢を低くし、ハンカチ等を口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
6. 一旦避難したら再び中には戻らない。

－火災－

◆火災発生に備えて

1. 火気近くに燃えやすいものを置かない。
2. 消火器、消火栓、火災報知器、放送設備等の使用方法や設置場所などを確認しておく。
3. 二つ以上の別な方向への避難経路を決めておく
4. 廊下、出入口及び階段などには避難の妨げになる物は置かない。
5. 喫煙は所定の位置で。
6. 非常持出品の内容物や置き場所について確認しておく。
7. 日頃から、使用しないときはガスの元栓を閉めておく。

◆火災を発見したとき

1. 大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
2. 馬車道校舎事務室（050-5525-2673）に連絡する。
3. 明らかに初期消火が不可能な場合は避難し、119番通報する。
（天井に火が届くようになった時が避難の目安）
4. 被災者がいる場合は救護し、119番通報する。

◆初期消火

1. 出火の際は、とにかく大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
2. 消火器、消火栓、バケツ等により初期消火を行う。
3. 天井に火が届くようになった時は避難する。

☆消火器の使用方法

1. 黄色いピンを上引き抜く。
2. ホースを外して目標に向ける。(炎に向けず、燃えているものに向ける。)
3. 手元のレバーを強く握りしめる。(手前からホウキで掃くように。)

◆119番通報

1. 落ち着いて火災発生現場の位置と目標、火災状況及び避難状況を正しくはっきりと知らせる。(分かる範囲でよい。)
2. 負傷者がいる場合は、負傷の位置と状況、負傷した理由等を正しくはっきりと知らせる。
(分かる範囲でよい。)

(例) 「火事です。」
「本町4-44の東京芸術大学大学院映像研究科1階給湯室から出火です。」
「出火原因は電気ポットの漏電によるものと思われます。」
「消火器による初期消火中ですが、火の勢いは衰えていません。」
「建物内にいる人は避難中です。」
「火傷による負傷者が〇名います。」
「私は東京芸術大学〇〇専攻の〇〇です。電話番号は〇〇〇〇です。」

3. 道路に出て消防車等の誘導を行う。
4. 消防車等の進入路の確保(障害物の撤去等)を行う。

◆避難するときの注意

1. 姿勢を低くして、ぬれたハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
2. 非常持出物品を持って避難する。
3. エレベーターは使用しない。
4. 施設に不慣れな来客者や障害者の方などの避難を積極的に支援する。
5. 延焼を少しでも抑えるため、ドア及び窓は閉める。鍵はかけない。(ただし、地震のときはドアが変形して開かなくなることがあるので、開放して避難する。)
6. 一旦避難したら再び中には戻らない。

一風水害(台風)一

◆風水害(台風)発生に備えて

1. 周辺地域の過去の災害や被災の危険度について確認しておく。
2. 日頃から施設・設備の維持管理に心がける。
3. 屋上のルーフトレイン周りの清掃
4. 屋外の排水溝の清掃

5. 屋外のハンドホール周りの清掃

◆風水害（台風）の危機が迫ったら

- 1. 台風情報に注意し、進路に応じた対応をする。
- 2. 校内や周辺、屋上等には強風で飛散しやすいものは設置しない。
- 3. 板、テント、ネット等転倒すると危険なものはあらかじめ建物内に入れるか、飛ばない

い

よう支柱や添え木をして補強しておく。

- 4. 出入口や窓などは閉鎖し、必要に応じ鍵やガラスの飛散防止対策を行う。
- 5. 浸水の恐れがある場所は、必要に応じ、土嚢、止水版などあらかじめ設置する。
- 6. 重要な書類、機器類、図書類、教材類及び薬品類などの危険物をできるだけ安全な場

所

に移動する。

- 7. 停電に備えて懐中電灯と予備の電池を準備しておく。
- 8. 強風による看板等の飛来や高波の危険があるため、むやみに外出をしない。
- 9. フェーン現象により火災が発生しやすいので、火の取扱には十分注意する。
- 10. 防災機関などから避難の勧告や指示があったら、すぐ従えるように準備し、すばやく

避

難する。

◆負傷者を発見したら 119 番通報

- 1. 応急措置をとり、状況に応じ、119番通報し、落ち着いて負傷者の位置と状況、負傷した理由等を正しくはっきりと知らせる。

◆停電になった時の徹底等

器具・設備	停電したら
電気設備器具	1. スイッチを切る。 2. コンセントからコードプラグを抜く
石油等を燃料とする設備器具	1. コックをひねって火を消す 2. 電源を使うものにあっては、スイッチを切り、コックを閉じる
ガスを燃料とする設備器具	1. 器具栓または元栓を閉めて火を消す
危険物等を使って作業している場合	1. 薬品を使っての作業中は火源を切って薬品から離す 2. 油鍋を使っているときは、を消してその場を離れる

◆避難するときの注意

- 1. 避難の前に必ず火の始末をする。
- 2. 来学者、負傷者、障害者の方などの避難を積極的に支援する。
- 3. ガラスや看板など落下物・飛来物に注意し、頭部を守る。

避難場所



- 映像研究科の震災時一時避難場所（建物倒壊の危険、津波の危険時）
馬車道校舎（ただし、馬車道校舎の倒壊の危険がない場合。屋上は地上から約12m）
- 横浜市指定地域防災拠点（震災時避難場所・地域医療救援護拠点）
本町小学校（横浜市中区花咲町3-86）
- 横浜市指定広域避難場所（大規模火災等）
横浜公園
山下公園
本牧山頂公園一帯
根岸森林公園
港の見える丘公園
根岸住宅地区
紅葉ヶ丘一帯（西区）
野毛山公園（西区）
みなとみらい臨港パーク一帯（西区）

◎東京芸術大学大学院学則（抄）

制 定 昭和52年 4 月 28 日
最近改正 平成23年 4 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 節 目的

（目的）

第 1 条 東京芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（点検・評価）

第 2 条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第 1 項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前 3 項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第 2 節 研究及び教育組織

（大学院の課程）

第 3 条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期 2 年の課程及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期 2 年の課程は「修士課程」といい、後期 3 年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立つて芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

（研究科及び専攻）

第 4 条 大学院に、次の研究科を置く。

（3）映像研究科

2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程	博士後期課程
	専攻名	専攻名
映像研究科	映画専攻 メディア映像専攻 アニメーション専攻	映像メディア学専攻

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもつて充てる。ただし、映像研究科長は、本学の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。

3 研究科の授業及び修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）又は博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
映像研究科	映画専攻	32	64	映像メディア学専攻	3	9
	メディア映像専攻	16	32			
	アニメーション専攻	16	32			
	計	64	128		3	9

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 研究科に、当該研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期に分ける。

(1) 前学期 4月1日から9月30日まで

(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

(3) 開校記念日 10月4日

(4) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第4号の休業日は、別に定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(注) 休業日は毎年度変更されるので、当該年度の学事暦で確認すること。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあつては3年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、各研究科において別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京芸術大学学則(以下「本学学則」という。)の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表(第80条関係)については、次の表に読み替えるものとする。

	講義	演習	実験、 実習及 び実技	一の授業科目について、講義、 演習、実験、実習及び実技のう ち二以上の併用により行う場合
	時間	時間	時間	2つの授業の方法を組み合わせ て行う授業科目の場合は、それ

美術研究科	15	15	30	ぞれの授業時間数をx、yとすると、 $ax+by$ (a: 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値、b: 同じく45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値)が45となるようにx及びyの時間を定める。3つ以上の授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合も、授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。
音楽研究科	15	30	30	
映像研究科	15	15	30	

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

ただし、修士課程の学生にあつては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

第17条 (略)

第3節 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げた研究科委員会(映像研究科については、教授会とする。以下同じ。)が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在学す

ば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

（単位の認定）

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

（論文等審査の際の試験）

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

（課程の修了認定）

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

第4節 学位

（学位の授与）

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であつても本学学位規則の定めるところにより、博士論文（研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。）を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

（入学の時期）

第24条 入学（編入学及び再入学を含む。）の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第25条～第29条（略）

（入学手続）

第30条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第45条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学の許可)

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて当該研究科長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適當であると認められる者に対しては、研究科委員会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、研究科長の許可を得て1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は理由書を添えて研究科長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があつたときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があつたときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(留学)

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があつたときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

3 留学した期間は在学年数に加え、第15条第2項及び第16条第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第39条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科委員会の議を経て、これを除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (5) 行方不明の者

第40条～第42条

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 (略)

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があつた場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限4月30日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限10月31日まで）

(入学料の免除及び徴収猶予)

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

(授業料の免除)

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の還付)

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。また、前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に価する行為があつた者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学長又は研究科長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを懲戒するものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当の理由なく出席常でない者

(3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、退学及び停学にあつては、当該研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が行い、訓告にあつては、当該研究科委員会の議を経て研究科長が行うものとする。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京芸術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

◎東京芸術大学学位規則（抄）

制 定 昭和52年4月28日
最近改正 平成19年3月28日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京芸術大学学則（以下「学則」という。）第91条第3項及び東京芸術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻区分の名称、授与条件

（学位及び専攻区分の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学において授与する学位には、次の各号の区分による専攻区分の名称を付記する。

（2）修士の学位

映像研究科 映 像

（3）博士の学位

映像研究科 映像メディア学

（学位の授与要件）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願出）

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（博士課程学生の博士論文等審査の願出）

第5条 本学大学院博士課程の学生が博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に

提出しなければならない。

(学位論文等審査)

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等（以下「学位論文等」という。）の提出があった場合は、研究科委員会（映像研究科については、教授会とする。以下同じ。）にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第11条～第14条（略）

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、

それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京芸術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の議を経て、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する議決を行う場合には、学則第91条又は第9条第2項の規定を準用する。

(博士の学位授与についての文部科学大臣への報告)

第18条～第22条 (略)

◎東京芸術大学大学院映像研究科規則（抄）

制 定 平成17年4月1日
最近改正 平成20年3月27日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東京芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定に基づき、東京芸術大学大学院映像研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第1条の2 研究科は、映像に関する学術的な理論及び応用を教授研究し、その奥義を究め、自立して創作活動と研究活動を行うに必要とされる、表現者としての問題発見能力と専門家としての問題解決能力という二つの能力を兼ね備えた表現者と教育研究者を養成することを目的とする。

（課程）

第2条 研究科における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

（専攻）

第3条 修士課程の専攻は、映画専攻、メディア映像専攻及びアニメーション専攻とする。

2 博士後期課程の専攻は、映像メディア学専攻とする。

（指導教員）

第4条 研究科教授会は、学生の所属する専攻に応じて研究指導教員を定めるものとする。

（成績評価基準等）

第5条 成績評価基準は別表のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

（単位の認定方法等）

第6条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

第7条 研究科の専攻における授業科目及び単位数は、東京芸術大学大学院映像研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び東京芸術大学大学院映像研究科（博士後期課程）履修内規（以下「博士後期履修内規」という。）に定めるとおりとする。

第2章 修士課程

(履修方法)

第8条 学生は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、34単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

(履修届及び研究計画の届出)

第9条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第10条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の提出)

第11条 修士論文又は研究作品（以下「修士論文等」という。）は、修士課程に1年以上在学し、2年次修了時まで34単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたとして研究科教授会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第18条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 修士論文等並びにその題目及び要旨は、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、修士論文等の題目については、あらかじめ、研究指導教員の承認を得なければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

第12条 修士論文等の審査及び試験は、東京芸術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。

2 特別の事情により修士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科教授会の議を経て、修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第3章 博士後期課程

(履修方法)

第13条 博士後期課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、博士後期履修内規に定める授業科目のうちから10単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、所属する研究領域において、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならない。この場合における研究指導については、単位を与えないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第14条 学生は、学年の始めに指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第15条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。
(博士論文等の提出)

第16条 博士論文及び研究作品(以下「博士論文等」という。)は、博士後期課程に2年以上在学し、当該課程修了時まで10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第19条各項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 博士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。
(博士論文等の審査及び試験)

第17条 博士論文等の審査及び試験は、東京芸術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。

2 特別の事情により博士論文等の審査及び試験を受けることができなかつた者は、その理由を付して博士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあつた者について、研究科教授会の議を経て、博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の定めるところによる。

(注) 評価方法

別表(第5条関係)

評 価 基 準			
秀	100~95	A s	5
優	94~80	A	4
良	79~60	B	3
可	59~50	C	2
不 可	49以下	D	1

○東京芸術大学大学院映像研究科における課程修了による博士の学位授与に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東京芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び東京芸術大学則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、東京芸術大学大学院映像研究科博士後期課程映像メディア学専攻（以下「本専攻」という。）における課程修了による博士の学位の授与に関し、必要な事項を定める。

(審査の申請資格等)

第2条 学位論文審査を申請することができる者は、本専攻に在学中の者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学院学則第19条第1項に定める単位を第3年次の後期までに修得し（修得見込を含む。）、博士後期課程在籍期間が5年以内で、かつ、必要な研究指導を受けた者
- (2) 大学院学則第11条第2項に定める標準修業年限を超えて在学し、博士後期課程在籍期間が7年以内の者で、学則第19条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者

2 学位論文審査は、予備審査及び本審査とする。

(予備審査)

第3条 学位論文審査の予備審査を希望する者は、主任指導教員の承認を得て、次に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文予備審査願（様式第1号） 正副各1部
- (2) 研究／創作活動目録（予備審査）（様式第2号）
- (3) 学位論文の要旨（予備審査）（様式第3号）
- (4) 履歴書（様式第4号）

(予備審査の申請時期)

第4条 予備審査の申請時期は、原則として毎年1月とする。

(予備審査)

第5条 研究科長は、予備審査に際し、当該申請者の主任指導教員を含む教授会構成員3名以上で組織する予備審査委員会を速やかに設置し、予備審査に当たらせるものとする。

- 2 予備審査委員会は、当該委員会が設置された日から8週間以内に予備審査を終了するものとし、その結果を研究科長に報告しなければならない。
- 3 予備審査の審査基準は、別表によるものとする。

(本審査)

第7条 予備審査に合格し、本審査を希望する者（以下「学位申請者」という。）は、主任指導教員の承認を得て、次に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査願（様式第5号） 正副各1部
 - (2) 研究／創作活動目録（様式第6号） 1部
 - (3) 学位論文内容の要旨（様式第7号） 1部
 - (4) 履歴書（様式4号） 1部
 - (5) 学位論文及び審査会の形式について（様式8） 1部
- 2 学位論文本編は、審査会前に初稿、最終試験前に最終稿をpdf形式で主査、副査へ提出すること。
 - 3 研究作品（展覧会または上映会）は、審査会にて発表、提出とする。

(本審査の申請時期)

第8条 本審査の申請時期は、原則として毎年4月とする。

(審査委員会)

第9条 教授会は、研究科長が学位論文本審査の申請を受理したときは、申請ごとに、審査委員会を組織する。

- 2 審査委員会は、本専攻の博士後期課程を指導している教員のうちから、主査1人、副査2名以上の委員をもって組織する。
- 3 審査委員会の主査及び副査は、教授会において選出する。
- 4 前項に定める者のほか、必要がある場合には、学位規則第7条第2項又は第3項に定める者から、2名以内の副査を教授会の議を経て加えるものとする。
- 5 学位規則第7条第3項に定める者を教員等に副査として推薦する場合は、当該審査委員候補者の略歴書等を添えるものとする。
- 6 審査委員会は、中間審査会、本審査及び最終試験を行うものとする。

(中間審査会)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査に当たり、中間審査会を開催する。

- 2 学位論文と研究領域により研究作品に関して、口頭発表を行う。

(中間審査会の時期)

第11条 中間審査会の時期は、原則として毎年7月とする。(非公開)

(中間審査会の結果報告)

第12条 審査委員会は、中間審査会を行った日から8週間以内に審査を終了するものとし、中間審査会の結果を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(審査会)

第13条 審査委員会は、審査会(口頭発表と研究領域により研究作品の発表)を開催する。

- 2 学位論文本編の初稿を、原則として審査会前に提出し、これに基づいて口頭発表を行う。
- 3 研究作品は、展覧会または上映会として発表する。

(審査会の時期)

第14条 事前審査会の時期は、原則として毎年10月とする。(公開)

(審査会の結果報告)

第15条 審査委員会は、審査会を行った日から8週間以内に審査を終了するものとし、審査会の結果を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(最終試験)

第16条 最終試験は、学位論文の内容を中心として、関連ある専門分野等について、口述又は筆記により行うものとする。

- 2 学位論文本編の最終稿を、原則として12月に提出し、これに基づいて口頭発表を行う。

(最終試験の時期)

第17条 最終試験の時期は、原則として毎年2月とする。(公開)

(最終試験の結果報告)

第18条 審査委員会は、最終試験を行った日から8週間以内に審査を終了するものとし、学位論文の審査及び最終試験の結果を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第19条 教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の合否を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、教授会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(報告)

第20条 研究科長は、教授会が学位授与の合否を議決したときは、速やかに学位規則第10条の規定に基づき、学長に報告するものとする。

(雑則)

第21条 この内規に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成20年12月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年〇月〇日から施行する。

別表

予備審査の審査基準

映像研究科における博士学位を取得するためには、予備審査において、次の要件の審査基準を満たさなくてはならない。

1. 必修科目全10単位を修得もしくは修得見込みであること。
2. 予備申請条件(下表)において「学位申請ポイント」が5ポイント以上あること。
なお、「学位申請ポイント」は、下記の「学位申請ポイント算出表」とする。

学位申請ポイント算出表

研究論文	プロジェクト	作品	ポイント
・著書(単著) ・査読付き学会誌等への論文執筆(海外)	・国際的プロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案・運営への参画 ・海外各種コンペでの入賞	・国際映画祭への招待出品 ・海外における国際展への招待出品 ・海外における国際展へのコンペ入選	4
・査読付き学会誌等への論文執筆(国内) ・学会、シンポジウム等での口頭発表(海外)	・国内プロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案・運営への参画 ・国内各種コンペでの入賞	・キュレーターが関与する海外グループ展への出品	3
・学会等での口頭発表(国内) ・学会等でのポスター発表、デモンストレーション(海外)	・国内におけるプロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案 ・運営への参画	・キュレーターが関与する国内グループ展への出品	2
・一般誌での論考等執筆	・国内各種プロジェクトへの参画	・学外での個展, グループ展への出品	1

(注)

- ・該当する各項目において、連名で発表した場合には、 $1/n$ ポイントとする。
- ・同一論文・プロジェクト・作品などで二つ以上の項目に該当する場合は、上位の得点に換算する。
- ・同一の内容の論文・プロジェクト・作品などは、原則として1回限りのポイントとする。

様式第1号

平成 年 月 日

東京芸術大学
大学院映像研究科長 殿

学位申請者
入学年度 平成 年度 入学
学生番号
(フリガナも記入)
氏 名 印
本 籍 都道府県 [外国籍の場合] 国籍
生年月日 昭和 年 月 日 生
指導教員 印

平成 年度東京芸術大学大学院映像研究科博士後期課程学位論文予備審査願

学位予備審査のため、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、予備審査をお願いいたします。

記

1. 研究／創作活動目録（予備審査）（様式第2号） 正副各1部
2. 学位論文の要旨（予備審査）（様式第3号）
3. 履歴書（様式第4号）

様式第 2 号

研究／創作活動目録（予備審査）						
学生番号		氏 名				
通番	著書・学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、学会雑誌等又は発表会等の名称	概 要	自己評価ポイント

※通番に基づき、論文、作品ドキュメント、会議資料等を合冊すること。

学 位 論 文 の 要 旨 (予備審査)

学生番号		氏 名	
(論文題目)			

(要 旨)			

※要旨は、本紙1枚（2,000字以内）でまとめること。

履 歴 書

平成 年 月 日現在

フリガナ			性 別	印
氏 名			男・女	
生年月日	年 月 日生	(満 歳)	本籍 (都道府県・国籍)	
現住所	〒 —		電 話 番 号	

学 歴	昭和・平成 月 日	
	昭和・平成 月 日	
	昭和・平成 月 日	
	昭和・平成 月 日	

研究歴	昭和・平成 月 日	
	昭和・平成 月 日	
	昭和・平成 月 日	

職 歴	昭和・平成 月 日	
	昭和・平成 月 日	
	昭和・平成 月 日	

賞罰・特記事項等

東京芸術大学大学院映像研究科

(注1) 氏名は戸籍の記載どおりに記入すること。

(注2) 学歴は高校卒業以降～現在（本学在学中）までを記入すること。

(注3) 学歴・研究歴・職歴欄が不足する場合は裏面に記入、あるいは別紙作成し、添付してください。

様式第5号

平成 年 月 日

東京芸術大学
大学院映像研究科長 殿

学位申請者
入学年度 平成 年度 入学
学生番号
(フリガナも記入)
氏 名 印
本 籍 都道 府県 [外国籍の場合]
生年月日 昭和 年 月 日 生 国籍
指導教員 印

平成 年度東京芸術大学大学院映像研究科博士後期課程学位論文本審査願

東京芸術大学学位規則第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、博士の学位論文の審査を申請いたします。

記

1. 研究／創作活動目録（様式第6号）
2. 学位論文の要旨（様式第7号）
3. 履歴書（様式第4号）
4. 学位論文及び審査会の形式について（様式第8号）

研究／創作活動目録（本審査）						
学生番号		氏 名				
通番	著書・学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、学会雑誌等又は発表会等の名称	概 要	自己評価ポイント

※通番に基づき、論文、作品ドキュメント、会議資料等を合冊すること。

学位論文および本審査会の形式について

学生番号 _____

氏 名 _____

指導教員 _____ 印

研究作品の有無 【 有 ・ 無 】

※いずれかに○を記すこと。

研究作品が有の場合、本審査会の開催予定日時及び会場を記入すること。

開催予定日時（会期）	平成 年 月 日（ ）から 平成 年 月 日（ ）まで 時 分から 時 分まで
会 場	